

イギリス史のなかの女性（3）

1688～1750

久留島 京子

(1)

1688年の名誉革命は、議会主権体制を樹立するとともに、国教会の体制教会としての位置を確たるものとした。つづく半世紀は、産業、海運の発展、植民地開発がすすむ「イギリス商業革命」の時代であった。イギリス的な特色として、大商人層と結びついた地主層の支配が構築されるのであるが、それは前代にもまして貧富の差をもたらした。また17世紀の二つの市民革命を通して証いあげられた筈の自由と平等の理念は、かぎられたものでしかなかった。

しかも人間（=男性）の権利が承認される社会において、全体としての女性の位置は距てられたものとなる。かつては身分階層によって結婚や家族のあり方に大きな違いがあった。資産があればあるほど結婚は当然、政略として行われたが、それは女性にとってと同様、男性についてもあてはまることがあった。そして、家長の妻として女性もその夫と同等に遇せられることも少なくなく、職業や階層によって女性のあり方は多様であった。ところが核家族へと凝集してゆく小さな家族においては夫のかけの部分としての妻の地位の一層の明確化とその役割の固定化を伴うことになった。また、かつては高い身分の故に男性と同等の教育を受け、尊敬を以て遇せられた一部の女性があったにも拘らず、平等の理念の出現は逆に「人間」からはじき出された女性全てへの差別をうみ出したのである。高等教育機関の門戸の拡大も、それが男性だけのものであるかぎり女性との格差は増大していくことになった。

17世紀が一般に女性の「知的不毛の時代」とされるのは、16世紀のエリザベス女王やモアの娘などに代表されるような学識ゆたかな女性をみないからである。身分の差による特権を享受しえなくなつて制度的に女性が高等教育から排除されたことは、しかし却って全体としての女性を社会的存在として認識させることになった。前稿でのべたように、¹¹ 17世紀の末に組織的な女子教育の必要が痛感されるとともに、その内容も男性同様に知的教育であるべきだという考えがあらわれてくる。

とはいえる、このような発想は当時としては例外的であった。何故なら、無知で愚かに生まれついた女性は、男性に依存する、男性のための存在でしかないのだという支配的意見は、事実、当時の女性の状態をうつし出したものでもあったから——。

これに対して、そうした状態は女性本来の姿ではないのだ、という立場をとることは、全てを偏見や慣習をはなれて改めて洗い直すときはじめて可能であった。1673年、『男女の平等について』、偏見から解放される重要性を発見できる物理的および精神的論文²² を書いたフランス人、プーラン・ド・ラ・バールがデカルト派であったのは偶然でない。彼は偏見にとらわれず、慣習を排して、女性の現状をその社会的不平等の結果としてとらえ、女性の自然的劣等性をはっきり否定した。1677年、英訳の出版³³ は、この書が17世紀末のイギリス社会に影響を与えたことを想定させる。

私たちの考察は、まずこの時代の女性の状況を概観することから始めよう。

(2)

この時期は女王の即位によって始まる。

1688年、夫ウィリアム三世と共に即位することをのぞんだジェームズ二世の娘メアリは、オランダ、イギリスのいずれにおいても敬愛された女王であった。しかし、夫の不実に苦しみつづけ、子供をもたずに早逝したその一生は不幸であったように思われる。

ウィリアム三世の死後即位した妹アン女王は、18回の妊娠にも拘らず、ついに王位継承にいたる子供をもちえなかった。女王としての生活は庶民と遠く距たっていたにせよ、多産とその子供たちの夭折という当時の数多の女性の辛苦を女王もまた免れることはできなかった。⁴⁴

アン・ハイドの娘たちであるこの二女王が父王のあとをおそって相ついで王位につくことになったのは、彼女たちがうけたプロテスタンクト教育のおかげであった。二人は共に敬虔な国教徒としてその生涯をおくるのである。しかし、彼女たちの学問教育は極めて皮相なものでしか

なかった。メアリ二世は歴史、地理、博物などに若干の興味をもっていたらしいが、暇なときのお楽しみは園芸と刺繡であった。とりまきの貴婦人たちと刺繡をしながら、その中の一人が読みあげる詩などに聞き入るという集いが女王を囲んでもたれていた。これは昔なじみの上流の風ではあったが、こうして楽しみつつ手仕事にはげる女王の姿はイギリス家庭の手本とされて、当時「有閑」を上流風と心得ていた人々に刺繡などの手仕事をはやらせることになった。⁵⁾

百年前のエリザベス朝とは全く異なった雰囲気が宮廷を支配していたのであるが、それはまた17世紀末から18世紀の時代の風潮でもあった。メアリ二世への評価も、彼女の温和で謙抑、家庭的な人柄に加え、ウィリアム三世の裏切りにも拘らず、常に夫に対して忠実、従順であった姿に、当時の人々が期待する女性像をかさねたからだと思われる。⁶⁾

アン女王の治世（1702～1714在位）は、文人が輩出して文学史上は注目される一時期であるが、女王自身は文学、芸術に殆ど関心をもたなかった。彼女についての記述の中には、王座への敬意が払われているにも拘らず、stupid という言葉が冠せられているものが目につく。

アン女王に対する不評のひとつは、マールバラ公夫人への過度の寵愛であった。夫人は幼少の女王に側近く仕え、女王即位のちには宮廷で高い地位を占めるのであるが彼女は驚くほど無学であったといわれている。たとえば当時の有名な作家たちの署名入り著作全部を蔵していたが、彼女自身は殆ど文盲に近かったという。国語しかわからず、それも殆ど読むことも正しく綴ることもできなかったという話は信じがたい位である。また算術も知らなかつたが、金銭問題は自己流の工夫で計算し結構処理できらしい。⁷⁾

それでは一般にこの時代の良家の子女の教育はどうだったであろうか。17世紀前半に設立され始めた女子寄宿学校は、このころすでにイングランドでは、教育制度の中に位置づけられていた。ジェントリの家庭にとっては手ごろな娘の教育の場として好まれたのである。しかしそこでの教育が諸芸を中心とした知性軽視のものであったことは前代から殆ど変らなかつた。

とくにこの時期、ロンドン、地方を問わず、寄宿学校的カリキュラムは行儀作法に執着して貴婦人づくりに専念した点で共通していた。社交のマナーやティー・テーブルでの上流風の言回しや外交辞令などが仕込まれたのである。富裕なブルジョアや知的職業などの上流中産階級の親たちにとっては、相当の支出ではあっても貴婦人

のマナーや優雅さをきっちり教育してくれる学校に大いに期待したからである。⁸⁾

しかし、そこにはつけぼくろを動かしまわして身づくりに長時間を費やし、遊び暮らす少女たちの姿がみられた。あまりに早く社交界入りをするために10才位で、もうティー・テーブルをとりしきり、上流社会の気どりを身につけ、親たちと同じ交際をし合って時間や金錢を浪費していたのである。⁹⁾

それにひきかえ、彼女たちおしなべての読み書き能力のひどさは、心ある人々を嘆かせている。機知に富んだ上品な女性が、声を出して何かを読むだんになると、正確な発音ができず、幼稚な間違いを犯したり、うんざりする程に単調で抑揚のない読み方をするのである。一般に綴りの間違いは日常茶飯のことなので、きちんと綴ると却ってペダンチとして白眼視されたという。

そして寄宿学校の人気とはうらはらに、適當な教師の不足がこのころ顕著となり、一般には不幸で貧しく、しかも無学な女教師が教育にたずさわっていた。こうした学校での教育を不経済で無益なものと揶揄嘲笑するのも少なくなく、少女たちが先輩の欠点や鈍感さ、狂燥を学ぶだけの「悪徳と無意味のセミナリー」という辛辣な評もなされた。男性たちは、女性は本来、慎重に行動できないものだと、女性は必然的に愚かになるように定められているのだ、とただ嘲けるばかりなのであった。それに対して、女性の現状をひとえに誤った教育の結果だとする主張があらわれる。すでに17世紀半ばから女子教育の改善が求められていたが、この世紀の終りになってアステルらの女性によって、より体系的に、また具体的に女性の問題が論じられることになる。そして彼女たちの著作は、女子教育の提案とともに当時の女性の姿を私たちに描き出してくれるのである。

(3)

『女性の真実で最大の利益を促進するために——女性たちへのまじめな提言』を著したアステルは、その第一部を1694年、第二部を1697年に出版した。¹⁰⁾「女性をこよなく愛するからこそ」自らを「女性の恋人」と名のる著者の意図は、本来男性に劣る筈のない女性たちが貶められている現状を改めてゆくことにあった。

アステルは、ニューカッスルの国教徒で王党派支持の商人の家庭に生まれた。のちに法律家となった兄は高い教育をうけたが、彼女自身はそのような機会を与えられなかった。尤も一説では、牧師の伯父に哲学、数学等を学び、当時の女性としてはかなり高い教育をうけたとも

いう。両親の死後、22才でロンドンに出て、のちチェルシーに居を定め、そこで国教会の牧師や才気ある女性たちとの交りをもちつづけた。生涯独身であったが、ある牧師との結婚話がこわれて以来、絶望したからだともいわれている。

アステルは、女性が本来無知で愚かなものとされてしまい、女性自身も自信を失って卑屈になっている状態を嘆く。彼女たちは男性の目を惹きつけることだけを目標に、それのみを価値あるものと思いこまされてきた。そして「庭のチューリップであることに甘んじ」、みばがきれいなだけで、何の役にも立たないものになってしまった。その結果、女性は本来慎重に行動できないものだと、必然的に愚かになるよう規定されているのだという考えが流布している。しかし、それは女性の本性や願望からではなく、誤った教育の結果にすぎない、とアステルは主張するのである。

従って、何故、女性全てが賢明でも善良でもないかを問題にする代りに、少しでもそうであることを諂るべきである、という。「もし男性が女性同様、なおざりにされ、彼らを陶冶し向上させるような配慮がなされなかつたら、恐らく自分たちが今、軽蔑しているものよりすぐれるどころか、最大の愚行や蛮行をしてかすであろう。」女性に矜持をもたせること、これがアステルの大きな狙いであった。

もし子供のころから「無知と虚飾」の中で教育され、最初から損われてしまったら、どうなるだろう。高慢で短気、気まぐれで不実に育てられるなら、生涯の全ゆる行動にその悪い影響が出てくるとしても不思議はない。¹¹⁾ 無知こそは全ゆる悪徳の原因である、とアステルは確信をもっている。女性は誤った教育によって無知な人間になる。その結果、悪徳を身につける。するとそのためには非難され、も早、女性はよい教育をうける資格がないとされる。この悪循環は断ち切らねばならぬ。そのための方策はこれまで女性に阻まれてきた高等教育を与えることにある。それは、従来デーム・スクールやガヴァネスが提供した貧弱な内容の教育や、寄宿学校のコースとは異なるべきであるとしてアステルは、女性のカレッジ設立を提唱するのである。このカレッジは世間の喧噪から隔離されねばならない。何故なら「無知と制限された教育が悪徳の基礎」とするアステルは、それを育んでいるのは「模倣と慣習」だと考えるからである。¹²⁾

即ち、慣習は日々世間でなされていることを合理的な基盤なしに私たちに受容させる。不条理な選択を命じる慣習の専制は斥けられねばならない。また私たちは隣人

のやり方を模倣しなければ誤りだと言われ、理に叶わぬ流行に従って愚かな行為でわが身を損い、それをやめる術をしらぬ。誤った選択から私たちを救うのは理性のみである。しかし世間の喧噪に押し流されるかぎり、人はじっくりと自らの理性で考える時間も意向も持ちはない。この慣習と模倣のくさりを断切るために、女性のカレッジは世間から隔離された施設でなければならない。そこは虚飾を遠ざけ、女性に思索と瞑想の時と刺戟を与える場となるであろうというのである。

カレッジの教育の主たる目的は、従来の女子教育ではえられない学問、デカルトやマルブランシュ等のフランス哲学、及びその他有用な書物を読破できる語学力を身につけることであった。(尤もそれに宗教教育をつけ加えたことは熱心な国教徒のアステルとしては当然である。)「ある程度の頭脳の明晰、基礎的知識があつてこそ、信仰も徳性も身にそなわる」というのがアステルの信条であった。¹³⁾

このカレッジで女性同士は姉妹のような愛情の絆で結ばれることになるであろう。そこはまた、財産のある娘たちを良縁がととのうまで、下心のある男性の誘惑から守る避難所であると同時に、老娘の安息の場ともなる――。

アステルの提案は、実現するかにみえたが結局成功しなかった。修道院の復活をねらうものだという不当な非難が、折角の設立資金の申し出を阻んでしまったからである。¹⁴⁾ しかし、男女の本質的平等を前提に、組織的教育からの排除こそが女性の劣悪な状態の原因だと指摘し、それへの対策を具体的に示した意味は大きい。

但し、彼女の議論は未婚女性にだけ向けられている。確たる知的教育が配偶者の選択にも、無垢な娘時代をすごすためにも、妻や母となったときにも、いかに有効であるかを説くのである。そして娘たちにとってゴールは結婚であった。オールド・メイドは彼女らにとって恐ろしい言葉なのであった。しかし、美貌を身上とし、諸芸を身につけても「よい結婚」は簡単にできるものではなかった。また当時の結婚生活についてえられる手がかりは、私たちに決してバラ色の家庭生活や幸福な妻を彷彿させてはくれない。

次に結婚についてながめてみよう。

(4)

結婚は、無産の人々は別として、前時代同様、基本的には家族の策略として行われた。そして「よい結婚」とは男女いずれの側でも、何よりも金銭的に有利なとりき

めをすることであった。デフォーが、モル・フランダーズにいわせているように、それは「利益を得たり、商売を繁盛させるための政略の結果としてあるもので、愛ということに全然関係がないか、あってもとるに足らぬもの」なのであった。¹⁵⁾

しかも「情ないことに女性は夫を得ることよりも高い目的をもつべきだと、かつて教えられたことがなかつた」のである。¹⁶⁾だが、結婚を目指して磨きあげられても女性、とりわけ上中層の女性にとって適当な配偶者を見つけることは困難であった。それは当時の低い婚姻率と晩婚傾向に反映されている。この階層の二、三男の婚姻率の低下と、持参金額の上昇が直接的には障害として働いたと思われる。

17世紀末から18世紀を通じて、貴族やジェントリの息子たちの間で生涯独身の者の占める割合は極めて高く、50才以上で未婚の男性はほぼ全体の20～25パーセントで推移している。尤も長男、相続人はこの時代において殆ど常に結婚したから、これは専ら二、三男なのであり、彼らの五分の一くらいは生涯独身にとどまらざるをえなかつた。

世襲財産維持のために犠牲にされたこれらの男性は、女相続人を擱むという幸運にでも恵まれないかぎり結婚できず、自分たちの慣れ親しんできた生活スタイルを捨てたくなければ独身をつづけざるをえなかつた。¹⁷⁾或は同等の階層の娘を妻とするのに必要な、しかるべき財産をつくるために晩婚となつた。初婚平均年齢についても、長男、相続人と二、三男とでは全く異なつてゐる。地主階級の長男、相続人の場合、大学の在学期間延長も加わって、16世紀初めの21才から18世紀初めにかけて24～26才へと上昇しているが、二、三男の初婚年齢は18世紀を通じて30代の前半がふつうであった。

こうした傾向は女性の側にも反映した。16世紀末、上層では50才以上の未婚女性の割合は5パーセントであったが、17世紀末から18世紀には20～25パーセントへと増加している。¹⁸⁾田舎よりも都市、とりわけロンドンにおいて未婚女性の増加は顕著であった。ロンドンには、地方から若い娘が殺到したことの一因で、男10人に女13人という比率を示した。デフォーが「結婚市場は男に有利になっています」とモル・フランダーズにいわせているとおりなのである。¹⁹⁾しかも結婚持参金はあがりつづけていたので、多くの父親が自分の娘を結婚市場から遠ざけておこうとしたことも、この傾向に拍車をかけた。こうして生涯を独身ですごす女性の増加がみとめられるが、これも看過できない問題だった。軽蔑を以て遇せられ、

また身内のお荷物とされた老嫗たちに、安住の場を与えること、アステルのカレッジ設立の目的のひとつであった。

無産の人々の間では、結婚のパターンは著しく異なるものだった。15世紀以後、男女とも一般に晩婚であり、17世紀から18世紀にかけて男性の初婚平均年齢は26才から30才へ、女性は24才から27才へと推移している。西欧に共通の晩婚傾向を説明するのはむずかしいが、若いうちから他出して青年期をすごしたことがその理由のひとつといえるだろう。そして早くに生家のコントロールを脱した人々は、住込みの召使、親方の徒弟、農業労働者等として働き、10年乃至15年のうちに結婚するさいには、配偶者選択の自由をえたのは自然のなりゆきであった。

尤も、配偶者選択に関しては上層の人々にも変化がおこっていた。早婚の害という医学的見地（当事者の心身の問題と共に、生まれる子供への影響）、教育期間の延長に加え、自立する迄に一定の期間を要したことにも起因している。同時にそれは当事者による配偶者選択という方向への移行を促進した。

こうした動きの背景には、1688年以後の社会的価値観の変化があり、それが家族のあり方にも影響を及ぼした。即ち市民社会の単位として個が強調されるようになったことであり、個人を独自のものとみなし、各人各様の幸福追求を自然のものとして是認する態度をうみ出したのである。

名誉革命は個人を超えた絶対主権の否定を政治的に実現したのであるが、その革命の理念は1690年、ロックの『市民政府論』に展開される。ロックは、自由、平等、独立の個人を前提として各人の同意によって政府がつくられるとする。そして家族についても、かつて支配的であった家父長制と絶対王制との類比を否定した。彼はアダムにもとづく絶対王制を正当化したフィルマーの父権論を論破する。そして家族の中で父と母は子に対して同じ権力をもつ、即ち父権と同等なものとして母権をみとめ、それを親権とよぶのがより適當だというのである。²⁰⁾

結婚についても、平等で独立の個人の選択と合意にもとづいてそれは行われるべきであり、生まれてくる子供は、自ら独立できるまでは「夫婦によって養育される権利をもっているのである。」

このようなロックの考え方は、17世紀中葉から18世紀にかけての親子及び夫婦関係の変化にかかわっている。17世紀までは親類集団の大きな共同体の中で、子供は家を継承する手段としてしか認識されなかつた。加えて高い乳幼児死亡率、子供の早期他出の慣習も親子関係を稀

薄なものとしていた。折しも親類集団から核家族的凝集をとげていた小家族は、子供をいつくしみ育てるという目的をもつ夫婦の結びつきを濃くしていったのである。

また17世紀の牧師たちが、「神聖な結婚」と結婚後の愛情の必要を強調したことは、長い目でみるとその説教の土台をくりぬくことになった。彼らは「愛は結婚したのちに育つ」ことを前提に親の命じる結婚に従うことを勧奨したのである。しかしひとたびその前提が疑われるとき、結婚の決定権は将来の配偶者自身にわたされねばならなくなる。1660年迄は親類や親たちによる選択が殆ど全てであったのに比べて、その後は次第に親が選択しても子供に拒否権が与えられ、更には子供自身が選択し、親には拒否権だけが残されるという形をとる割合が増加していったのである。²¹⁾

(5)

結婚の決定権を当事者がもつことになったとしても、適当な配偶者を得ることはむずかしかった。また「よい結婚」をした女性の生活がバラ色に包まれていたというわけでもなかった。アステルは、結婚は女性が男性の所有物になる制度だ、として次のようにいう。

たしかに男性たちは求婚するときには、女性の足下に全ゆる特権をかなぐり捨てて、自ら貴女の奴隸だと名のるかもしれない。しかし、「それはいずれ残る全生涯、彼女を奴隸とすることを見越して暫時そう振舞うにすぎないのである」。²²⁾ 男性が結婚に際して、相手に求めるものは彼女が何をもってくるか、結婚によってどれだけの土地や金銭が手に入るかということなのである。²³⁾ そしてさまざまな策を弄して一度えものを捕えてしまえば、あとは全く彼の意のままとなる。

もともと男性が打算で結婚するとき、妻に対しては無関心である。そのような無関心はいすれ「嫌悪へと移るもので、恐らくは虐待された哀れな妻のやさしさや従順でさえ、嫌悪を増すのに役立つだけだろう」。²⁴⁾

かといって、美貌や才知に惚れて結婚した場合でも幸福が長づきすることはぞめない、とアステルはみる。美貌は儂く、手をかけなければかける程、一層早く色褪せてしまうものだから、それに魅せられて結婚した夫は、またすぐ別のお気に入りを見つけることになるだろう。²⁵⁾ そんな男性を信じ、幻想をもって結婚する女性は「頗るつきの馬鹿にちがいない」。ひとたび結婚してしまえば、「結婚の輒がいかに苛酷であっても、男性ならばえられる筈の救いを、法も慣習も女性に与えてはくれないのである。」

結婚した女性は孤立無援なのである。だからもし、いやな性質、就中、傲慢で専制的、自惚れの強い男性と一緒にになったが最後、女性は不幸のどん底に陥る。「何故なら、夫は妻の性質が気に入らなければ、外に楽しみを求めていくらでも気晴らしをする手だてがある。しかし、妻は慎慮と義務感から外にとび出すことができない。彼女の仕事と楽しみは家庭にあるのだから。夫にどんな仕打ちをされても、妻はそれに甘んじ、ベストを尽くさねばならないのだ。」

結婚は女性にとって、「生涯にわたる独裁的統治者をえらぶことなのだ」とアステルはいう。それは全ての権限を夫に譲渡することであって、「いかに彼がそれを悪用しても、も早彼女は取戻すことができない。」夫は「妻の財産と身柄、いやそれどころか彼女の心の願望までも完全に掌中に入れて思いのままにすることができる」のである。」

夫の支配を専制君主に擬えるアステルは、更に次のようにつづけるのである。「支配者は、反抗する民衆の怒りなど意に介さない。それを苦もなく鎮圧し、服従させる術を知っているからである。」ところが、ミルトンその他の抵抗権擁護者の誰ひとりとして「哀れな女奴隸のために自由を呼び求めたり、私的な虐待に対する抵抗の正当性を弁じたりしてはくれないのである。」——専制の下に呻く哀れな人々にのこされた唯一の慰めは、忍耐と服従である。²⁶⁾

結婚してしまえば妻は夫の女中頭 upper servant と同じで、その地位に甘んじるより他はない、というアステルの指摘は、当時多くの女性の共感をえたようである。

結婚がいかに女性の自由を奪い去るかということについて、デフォーもロクサーナにくり返しのべさせている。「女が独身でいる間は、その明敏な判断能力において男と変りはない。自分のもっているものを完全に掌握し、自分の行動の方針を全部自分で決める。女がひとりの場合は、事实上男ひとりの能力と変りはない。」²⁷⁾ しかし、ロクサーナが自由奔放に生き、財を蓄えて独立の生活ができるのも結婚していない時だけ。娼婦や愛人の方が自由な人間であった。当時の結婚生活や妻の状態に対する批判は随處にみられる。「結婚契約の本質そのものが、自由、財産、権威その他一切を男に委ねることにはかならない、結婚してしまえば、女は単なる女中にすぎない、つまり奴隸である。」

(6)

アステルの『提言』刊行の二年のち1696年に『女性の弁護』という匿名の書がロンドンで出版された。²⁸⁾ 著者

については、かつてアステルが擬せられたこともあったが、未だに特定できない。しかし著者が誰であろうと、この書は旧来の女性虐待や、陳腐な女性攻撃論に対するアステル以上に不遜な反論であった。アステルがデカルトを基盤としたのに対して『女性の弁護』の著者はロックにもとづいてその主張を展開した。

ロックはある程度生得の観念をみとめるにしても、精神は白紙であって教育と訓練によって人間はつくられると考えた。精神が本来外から文字を書きこめる白紙であるなら、男女に優劣があるとしても、それは書きこまれる教育の結果なのだ——『弁護』の著者にとって、ロックは両性の平等についての信念の基礎となつた。

そういう。何らかの性的差異を発見したいなら動物界をみればよいのであって、そこには慣習や法の拘束も、教育の差異や偏見の歪みもない。動物の種による賢さ、狡さ、抜け目なさ等の違いはあっても、雌雄の差はみとめられない。人間にあっては女性が知的に劣等であるとしても、それは生得の知性とは無関係であり、ひとえに教育の結果だ、と著者は考える。即ち6～7才ころまでは男女に同等な教育が与えられても、それ以後は全く異なる方向づけをされるのである。男の子のゆく文法学校は思考を要する学問教育を行うのに対して、女の子の唯一の道である寄宿学校は、ただ諸芸を教えて優美な装飾品を仕立ててゆく。寄宿学校では「針仕事、ダンス、歌唱、音楽、絵画、デッサンその他の諸芸」だけが教育され、思考を必要とする領域に女性を立入らせない。学問に不可欠なラテン語を教える文法学校から閉め出された女性の不利益は明白だった、というのである。³⁰⁾

しかし、著者はそこから攻撃に転じるのである。大体、男性たちは「学識」という言葉の正しい意味を言葉の知識（＝古典語）へと転化して、その學習から排除されている女性を貶めてきたのである。学識とは、本来理解力の所有を意味するのであって、それなら女性も太刀打ちできる筈だ、という。そもそも古典語は、それによって有用な知識がえられるから必要であったが、今や古典語の大部分は国語に翻訳されている。従ってそれを読む女性たちは男性同様に学識をもつことができるのだ。³¹⁾

この議論の背景には時代の風潮の変化がある。即ち新興の中産階級は、彼らの職業上の言葉として、も早ラテン語を必要としなかった。ラテン語は死語なのである。たとえそれへの評価は存在しても、有用な知識への接近に不可欠なものではなくなつた。そしてこうした変化に関して、1693年、『教育に関する考察』を出版したロックの影響を看過することはできない。ロックは、指導者

としてのジェントルマンが、洗練された国語を自在に駆使することを期待すると共に、ラテン語偏重の教育に対してその実用性をきびしく批判したのであった。³²⁾

『弁護』の著者は更にいう。多くの男性は、広く有利な教育機会に恵まれているにも拘らず、それを無駄に費消してきた。学者たちは埃まみれの分厚い蔵書を積みあげているかもしれないが、社会の実際に役立ってはいない。しかしこの様な学者たちはひどく退屈な部類の人だとしても、「教養ある」ジェントルマンよりもまだましである。というのは、ジェントルマンたちは大学に短期間、それもいい加減に在籍し、その後の数年間は彼の馬、犬、鷹のことしか話さない。彼らのチューターは自分たちの「馬丁、獵犬係、鷹匠たち」なのだ。それから彼らは治安判事となって、近隣の密猟者たちを震えあがらせる——³³⁾

このように男性は折角の教育の機会を十分に活用しなかったのだが、しかし彼らが女性に高い教育を与えることを恐れるのは、それなりの理由があるからだ。即ち心の底では女性の知力を熟知する男性は、この世の初めには平等で共同の統治者であった私たち女性が時の経過する中に智略によって上に立つかもしれないと恐れたのである。のために東方の国々の女性は、西洋の植民地における黒人のように奴隸に生まれ、全生涯を囚われ人として生きるのだが、西洋諸国ではより巧妙な奴隸化がなされている。けれども、これらのこと古い記録によって立証することはできない。何故ならもし何らかの歴史叙述が女性によってなされたとしても「時の流れと男性の悪意がそれらを抹消」してしまったからである。

男性が男女の差を明白な教育機会の違いにではなく、いわゆる自然的差異に集中して論じる理由について、著者は断定する。即ちもし男性の知的優越が女性よりよい教育やより多くの情報量の結果であるなら、何も自慢にはならないからだ。「自然的な性差を論じることは現実の社会的抑圧に対する徹底した欺瞞であると共に最上の正当化である。」³⁴⁾

著者は更に論をすすめるのである。男性は可能なかぎり軽薄でつまらぬものに女性を仕立てておきながら、そのような特性の故に女性を非難してきた。しかし社会的に全く不利な立場におかれたにも拘らず、女性は男性ほど悪くはならなかったのである。多くの女性は頭の空っぽな伊達男ほど馬鹿ではない。また男性は女性の気まぐれについて好んで語るが、しかし男性の愛の方がはるかにうつろい易いことは周知の事実ではないか。それは、男性の情熱は常に美貌に向けるが、美貌は色褪せる

こと必定であり、また男性の愛は意外性や驚嘆の結果にすぎないので、親狎は愛を減殺するからである。³⁰⁾

また著者は、家庭内の女性の役割についてもふれてい る。男性は女性の領分を家庭に制限しておきながら、女性がその中で示す関心を以て、女性の本性の無価値の証拠とする、と彼女はいう。「彼らは、私たちが、家の手順、配分、工夫について、または家族の調整、子供や召使の統制、台所のつましいやりくり、食卓の小ぎれいな配列、家具の適切な釣合と便利な配置等々について話し、お互いに忠告し合っているのを聞くと、すぐ私たち女性はくだらないといって非難する。」

しかし、女性のこういった世帯の仕事は、男性が行っているいかなる事よりもっと実際的で人間的な重要性をもつものだ、と。³¹⁾

(7)

家庭の仕事をどう評価するかは兎も角、男性が蔑む日常の些事に埋没している卑小な存在は、しかし、そのまま男性のぞむ女性像でもあった筈である。それは、妻をいみじくも女中頭と名づけたアステルが、『結婚についての省察』の中であげる男性が妻に求めるもの、にまさしく対応している。

男性にとってのぞましいのは、「彼の世帯を管理する者、家政婦。彼に良かれということしか考えない者、従ってお金で雇う誰よりも信をおくことができる者。彼の名と家を保持するために、彼の子供を産み育て、教育の労を惜しまない者………」³²⁾

知的に低くおしとどめられ、こうして夫の「意志と好みにあわせてつくりあげられ」た女性に対して、批判や愚弄が浴びせられる。一方的に女性のあり方が決定されていたこの時代に、ロックやデカルトの理論を基盤に、女性自身によって自らの状況が見直されたことの意味は大きい。『女性の弁護』の著者もいうように、記録の殆どは男性によってなされてきた中で、わずかながらも女性自身の目を通して書かれたものは、対象とする時代を私たちが知る上で大切な手がかりとなるであろう。

しかし、そうした女性たちの活動が容易でなかったことは、彼女たちの著書がいずれも匿名で出版されていることからも想像されよう。学問を身につけた少数の女性たちに対するさまざまな嘲罵が投げかけられたのであるが、アステルもまた例外ではなかった。彼女はそれに対する怒りを版を重ねた『結婚についての省察』の序文に付け加えていった。第4版が1730年に出されたとき、それはのちに出版者が序文としてではなく、付録として加

えるほど長文になっていた。学問ある女性への世の譏りは、18世紀半ばになっても変らなかった。独学で古典を学んだメアリ・ワートリ・モンタギュー夫人は、自分の学識を深く秘していたが、晩年になって娘に宛てた手紙の中で、孫娘の教育について次のように忠告している。彼女がどんな学問を身につけても、丁度、肉体の欠陥をかくす時のように十分気をつけて、それを秘密にしておくこと。学識を人にみせることは、愚かな男女たちの最も執念深い憎悪をひきおこすものだから——。³³⁾

これらの女性たちは知的制限と家庭内の隸属こそが解決さるべき問題だという認識において大体共通していた。しかし、最も体系的に論じたアステルでさえ、それ以上には殆どすまなかった。彼女は、高等教育の必要からカレッジの設立を提案したが、女性をユニバーシティに入れるべきだと訴えたのではなかった。多くの女性が農業や家内工業に従事していたことは前の時代から殆ど変わらなかったが、教育をうけた女性に何らかの社会的職業や公的活動の場を与えるべきだということも念頭におかれなかった。政治的社会的な問題は家庭内の女性の従属とは次元のちがう問題なのであった。

政治的には王党派、トーリー支持者であったアステルは、宗教的には熱心な国教徒であった。彼女にとって、結婚は偉大な神の定め給うた神聖なものであった。妻の劣悪な状態を描出しながら、なおそれは神が人類を存続させるためにもうけた制度であるという信念にゆるぎはない。しかし祝福であるべき結婚の現実は、女性にとって呪いである。すでにみたようにアステルは結婚生活における女性の虐待を看過できなかっし、夫の専制を正当化するつもりはなかった。だが神の秩序は遵守されねばならない。アステルとしては、女性のために安息の場を提供すること、慎重に配偶者を選べるだけの判断力をもつように女性に忠告し、理性的な夫として行動することをひたすら男性のぞむばかりなのであった。そして次のようにのべるとき、王党派であるアステルの、「女性の恋人」としてのそれは精一杯の皮肉であった。家庭の支配者である夫を專制君主に擬えるアステルは、女性の隸属を強いる市民社会の夫たちに向かっていのである。「もし絶対的主権が国家において必要でないのなら、何故それが家族の中では必要だということになるのだろうか？」また、もし夫の権力が神聖で不可譲なものならば、どうして国王の権力はそうでないのであろうか？

——「もし全ての男性が自由の身に生まれているのなら、何故、全女性は生まれながらの奴隸であるのか？」³⁴⁾

アステルを含むこの時期の女性たちの主張について、評価はさまざまである。17世紀末以来のこれらの人々をフェミニストとよび、それは1688年の国王の父権制の拒否によって触発された、女性の地位と権利に関する新しい要求だという見方もある。³⁾ 或は、アステルが特にそうであったように、結局は「神の意志に黙従する『英國國教会の娘』」であってピュリタン革命のときにみられたような女性の激しい気概はすでに失われたと見る向きもある。⁴⁾ また、フェミニズムを両性の権利の全き平等を目ざすものとみるところから、アステルたちをプロトフェミニズムとよぶのが妥当だという立場も出でている。

る。⁴⁾

このように、さまざまな理解の仕方をうみ出せるところに、女性問題へのアプローチの多様さが示されていると思われる。しかし、アステルたちが、女性の活動領域は私的生活に、男性のそれは公的生活に定められたものと受けとめていたことにかかわりなく、時代は大きな変化をとげていった。まもなく始まる産業革命は、単に働く女性の量的増大をもたらしたばかりでなく、好むと好まざると拘らず、社会的な場への女性の進出を、将来したのであった。

注

- 1) 「イギリス史のなかの女性(2)——17世紀——」岡山県立短期大学研究紀要、第28号。(1984)
- 2) F. Poulain de la Barre : *De l'Egalité des deux Sexes, discours physique et moral ou l'on voit l'importance de se défaire des préjugés*, Paris. (1673)
- 3) *The Woman as Good as the Man ; or the Equality of Both Sexes*, written originally in French, and translated into English by A.L., London. (1677)
- 4) たとえば1695年、19才で結婚したLady Bristolの最後の妊娠は39才、20番目の子であった。尤も生まれた子の殆どは成長しなかったという。Roy Porter : *English Society in the 18th Century*, p.41. (1982)
多産と高い乳幼児死亡率は、当時の女性と家族のあり方に影響を与えた。上流社会の妻たちのつとめは、夫への服従、世帯の経営、社交等と共に、相続人をうむことであった。この時代の女性たちの多くはたび重なる妊娠と出産から、疲労、精神的不安、不健康、早老に苦しめられていた。
- 5) Dorothy Gardiner : *English Girlhood at School : a study of women's education through twelve centuries*, London, p.387. (1929)
- 6) 次の世代の女子教育において、歴史、地理、詩、博物、園芸等が重視されたこともメリ便女王の影響だとされている。しかし、これは「宫廷風に倣う」というただそれだけの理由でしかなかったようである。Ibid., p.387.
- 7) Ibid., p.377.
- 8) Lawrence Stone : *The Family, Sex and Marriage in England, 1500~1800*, New York, p.349. (1977) 以下ストーンに負う所が大きい。
- 9) Gardiner, op.cit., pp.374~376.
- 10) Mary Astell : *A Serious Proposal to the Ladies, for the Advancement of their true and greatest Interest. By a Lover of her Sex*, London, Part I, 1694, Part II, 1697. 以下引用は Reprint, Source Book Press, New York, (1970)による。
- 11) Ibid., pp.5~7.
- 12) Ibid., p.10.
- 13) Ibid., p.64.
- 14) さる高貴な女性（アン女王ともいわれる）から1万ポンドの寄付の申し出があったが、カトリック復活に通じることを恐れたバーネットによって、とどめられたという。このカレッジを修道院 Monastery と名づけたことも誤解をうむ一因となつたらしい。彼女自身この名称のもつ悪いひびきを慮って Religious Retirement という言葉をつけ加えている。Ibid., p.14. もともと熱烈な国教徒であるアステルの計画に、カトリシズムの暗流などある筈もなかった。アステルについては、Dictionary of National Biography, vol.1., pp.673-674.
- 15) Daniel Defoe : *The Fortunes and Misfortunes of the Famous Moll Flanders*. (1722) ダニエル・デフォー、『モ

ル・フランダーズ』伊沢龍雄訳、(上) 岩波文庫、107頁。(1968) モルは更につづけるのである。男に見込まれるために、「美しさ、機知、行儀作法、分別、愛想のよさ、教養、貞淑さ、信仰心、その他、身心を問わず如何なる資質」も役立たない、必要なのはお金だけ。……そして彼女自身も金持ちの未亡人とみせかけて男をだまし金銭ずくの結婚を何度もするのである。

- 16) Mary Astell : Some Reflections upon Marriage, 4th ed. (1730) 以下の引用は Reprint, Source Book Press, New York (1970) による。p.66.
- 17) Stone, op.cit., pp.43-49. 性的欲求は、大抵娼婦やおとなしい女中によって満足させていたのである。『パミラ』の大地主B氏や『トム・ジョウンズ』の主人公の恣な性欲の追求を作者は格別なことはみなしていない。尤も、それに対して、「貞操はいのち」という教え込みが女性にはなされていた。パミラがそのよい例である。
- 18) Ibid., p.47 (Graph 3), pp.380-381.
- 19) 『モル・フランダーズ』前掲訳書、107頁。しかし、都会に憧れて地方から出て来た少女たちの多くは、急速な転落の人生を辿った。その一端はホガースの有名な連作版画「娼婦一代記」によってもうかがうことができる。或は、モル・フランダーズのように、すりや泥棒などの悪の道に走るしか、身寄りのない女性に生きる術はなかったのである。それでもなお、こうした少女たちの悲惨さについて「恐らく今日でも知られているのは話の半分」にすぎない、と『ロンドン庶民生活史』の著者は述べている。18世紀前半のロンドンの少女たちの運命は「想像を絶するばかりの堕落と悲惨の度に達していた」らしい。R.J.Mitchell and M.D.R.Leys : A History of London Life. (1958) ミッチャエル他『ロンドン庶民生活史』松村赳訳、みすず書房、160頁。(1971)
- 20) ただ「最後の決定権すなわち支配権というものはどこかに置かれてはいけないので、自然それは、より有能で、より強い、男の方の手に置かれるのである。」 John Locke : Two Treatises of Government, 1690. ジョン・ロック『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波文庫、84-85頁。(1967)
- 21) Stone, op.cit., pp.272-326.
- 22) Astell, op.cit., p.30.
- 23) Ibid., p.20. この時代の文学作品には、いくらでもその例を見出すことができる。たとえば『トム・ジョウンズ』の中でも、莫大な財産家の妹と結婚した大尉の結婚観が次のように述べられている。「妻の知識や知力が劣っていることは………彼にとって軽蔑の理由にはならなかった。………彼は女性を家庭の用をたす動物と心得、猫にくらべればすこし仕事も高尚だから猫よりはちと上の動物だくらいに考えた。が彼にいわせれば両者の差はごくわずかで、どうせ結婚の目あてはオールワージ氏（妻の兄……引用者）の地所と持ち家、そのおまけとしてついてくるものが猫だろうと女だろうと大差はないというわけだ。」 Henry Fielding : The History of Tom Jones, A Foundling. (1749) ヘンリー・フィールディング『トム・ジョウンズ』、朱牟田夏雄訳、(一) 岩波文庫、97頁。(1951)
- 24) Astell, op.cit., p.21.
- 25) Ibid., p.27.
- 26) Ibid., pp.34-38.
- 27) Daniel Defoe : The Fortunate Mistress or Roxana. (1724) ダニエル・デフォー『ロクサーナ』山本和平訳、「世界文学全集10」集英社、379頁。(1981)
- 28) An Essay in Defence of the Female Sex. Written by a Lady, London. (1696) 以下の引用は Reprint, Source Book Press, New York. (1970) による。
- 29) Ibid., pp.49-50.
- 30) Ibid., pp.56-65.
- 31) John Locke : Some Thoughts concerning Education. (1693) ジョン・ロック『教育に関する考察』服部知文訳、岩波文庫、252-281頁。(1967)
- 32) Defence, pp.46-47.
- 33) Ibid., pp.37-40.
- 34) Ibid., pp.113-114.
- 35) Ibid., p.83.

- 36) Astell, Some Reflections upon Marriage, p.41.
- 37) Letter of Mary Wortley Montagu to Mrs.S.C. (Jan.28,1753) Woman's Record, ed. S.J.Hale, 1854. Reprint, Source Book Press, New York, p.439.
- 38) Astell, op.cit., pp.106-107.
- 39) Stone, op.cit., p.265, 340.
- 40) M.George : "From 'Goodwife' to'Mistress' : the Transformation of the Female in Bourgeois Culture", Science and Society, vol.37, p.176. (1973)
- 41) Joan K.Kinnaird : Mary Astell and the Conservative Contribution to English Feminism, Journal of British Studies, 19 (Fall 1979), p.55, 73-75.

(昭和60年3月28日受理)